



平成 26 年 12 月 4 日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 ト ー カ イ
代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 社 長 小 野 木 孝 二
(コード番号 : 9 7 2 9 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 : 専 務 取 締 役 臼 井 忠 彦
(電 話 番 号 : 0 5 8 - 2 6 3 - 5 1 1 1)

控訴審の判決に関するお知らせ

当社の連結子会社である、クリーニング設備の製造及び販売等を行う株式会社プレックス（代表取締役 森本嘉彦、本社 香川県高松市、以下「プレックス」という）が、デンマーク法人イエンセン デンマーク アクティール ゼルスカブ（以下「イエンセン」という）と共同で、東都フォルダー工業株式会社（以下「東都フォルダー工業」という）を被告として特許権侵害差止等請求訴訟（平成 22 年(ワ)第 17810 号）（以下「本件訴訟」という）を東京地方裁判所に提起しておりましたが、第一審勝訴判決に続き、本日、控訴審においても特許侵害について当社の主張を支持し、損害賠償を命ずる旨の判決が示されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

裁判所：知的財産高等裁判所

判決日：平成 26 年 12 月 4 日

2. 訴訟の経緯

プレックスとイエンセンは、東都フォルダー工業が製造販売するスプレッターフィーダーが、イエンセンが有し、プレックスが日本における専用実施権の設定を受けている特許権（注）を侵害するとして、平成 22 年 5 月 17 日付で東都フォルダー工業に対し、製造販売の差止及び損害賠償を請求する訴訟を提起いたしました。

その後、当該特許権の存続期間満了（平成 25 年 1 月 28 日）に伴い、損害賠償支払いのみの判決を求める訴えの変更申立をしております。

平成 25 年 9 月 25 日に、プレックスとイエンセンの請求を認容する旨の第一審判決が東京地方裁判所より言い渡されましたが、これに対し、被告は判決を不服として知的財産高等裁判所に控訴しておりました。

3. 判決の内容

第一審判決に続き、知的財産高等裁判所はプレックスとイエンセンの特許侵害の主張を認め、控訴人は特許権等に基づく損害賠償として、被控訴人プレックスに対し金3億2,755万6,965円及び年5分の遅延損害金を、被控訴人イエンセンに対し金4,745万円及び年5分の遅延損害金をそれぞれ支払うことを命じる旨の判決を下しました。

4. 今後の見通し

本判決が当社グループの業績に与える影響は軽微であると考えておりますが、今後、開示すべき事項が判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

(注) 特許番号 第2690256号

アイロンローラなどの洗濯処理ユニットへフラットワーク物品を供給するための装置

以 上

【お問合せ先】

ランドリー業界関係	株式会社プレックス	管理グループ	TEL087(882)6501
I R関係	株式会社トーカイ	経営企画部	TEL058(263)5111